

消費税及び地方消費税の税率改正に係る工事等の取扱いについて

令和元年5月
山口市上下水道局

10月1日以後、消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられることを受け、山口市と同様に山口市上下水道事業管理者が発注する工事等（建設コンサルタント業務等を含む。以下同じ。）のうち、当初契約日が10月1日以後となるものについては、消費税率を10%で契約することとなります。

また、既に契約を締結した工事等及び今後契約を締結する工事等のうち、10月1日以後に引渡しを受けるものについても、法律に基づく経過措置等※に対応した契約手続を行ってまいりますので、事業者のみなさまの御理解、御協力をお願い申し上げます。

※ 法律に基づく経過措置等の概要は別紙のとおりです。

（参考：根拠法律）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」

※ 消費税法改正の概要については国税庁HPをご覧ください。

上記のほか、以下により取扱うこととしていますので、あわせてお知らせします。

1 賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更の取扱いについて

賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更の規定の適用に当たっては、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとします。

※ 契約締結の際に附則を設けることとしています。

2 関連書式及び要領等の修正について

今回の税率改正に伴い、以下のものについては、別途、文言修正を行うこととしています。

- ・ 山口市上下水道事業競争入札参加者心得
- ・ 山口市上下水道事業建設工事等の入札における入札条件及び指示事項

（補足）この通知においては、時系列における手続の違いの比較上の便宜により、令和元年5月1日以降の元号についても、「平成」又は記号「H」を用いた表記としています。

賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更の規定の適用について

以下の工事については、賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更の規定の適用に当たり、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとします。

- (1) 平成31年4月1日以後（かつ同年10月1日より前）に当初契約を締結し、平成31年10月1日以後に引渡しを受ける工事
- (2) 平成31年4月1日より前に当初契約を締結し、平成31年10月1日以後に引渡しを受ける工事で、平成31年4月1日以後、変更契約を締結する工事

契約への反映については、契約締結時に、以下の附則を設けることとなります。

（当該附則部分は、現行の標準約款の次ページに別紙として追加することとします。）

附 則

第25条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

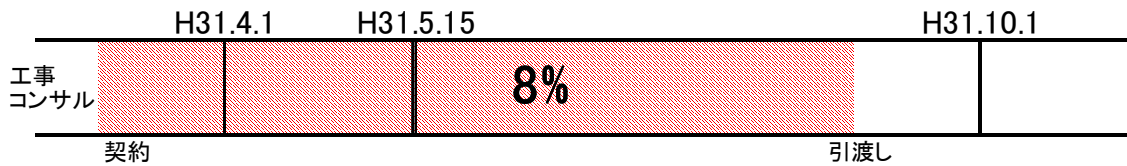
※この附則は次の表に示すように契約に付するものとします。

「経過措置等の概要」に記載する（2）②	変更契約時に付する
「経過措置等の概要」に記載する（4）のうち入札・当初契約時に旧消費税率8%を適用したもの	変更契約時に付する
「経過措置等の概要」に記載する（4）のうち上記以外のもの	当初契約時に付する
「経過措置等の概要」に記載する（5）	当初契約時に付する

経過措置等の概要 (受注者用)

(1) 平成31年4月1日より前に契約、平成31年10月1日より前に引渡し

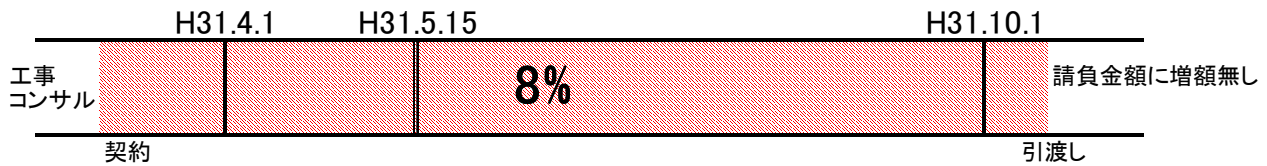
工事・コンサル額の変更に係わらず旧消費税率8%を適用する



(2) 平成31年4月1日より前に契約、平成31年10月1日以後に引渡し

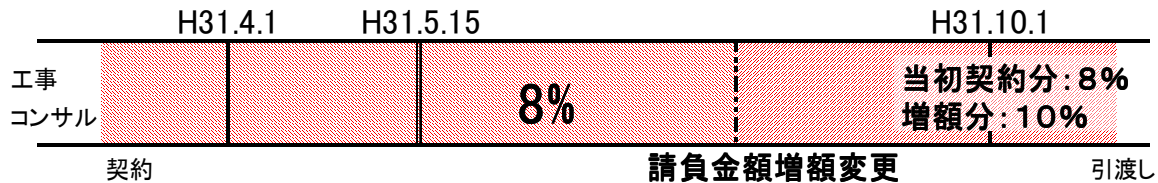
① 平成31年4月1日以後、変更契約で増額がない場合

工事・コンサル旧消費税率8%を適用する



② 平成31年4月1日以後、変更契約で増額がある場合

工事・コンサル増額分に相当する部分について、新税率10%を適用する



【参考：減額変更と増額変更の両方がある場合】

当初契約額

税込 10,800 千円 (税抜: 10,000 千円) ← 10,000 千円 × 1.08

変更契約: 税抜 1,000 千円の減 (税抜 10,000 千円⇒9,000 千円)

税込 9,720 千円 ← 9,000 千円 × 1.08

変更契約: 税抜 2,000 千円の増 (税抜: 9,000 千円⇒11,000 千円)

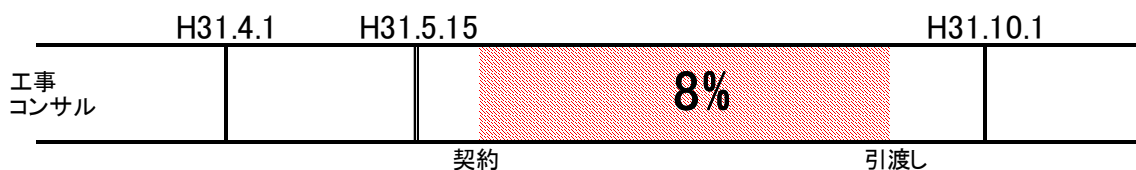
税込 11,900 千円 ← 10,000 千円 × 1.08 + 1,000 千円 × 1.10

※3/31 時点の契約額を超える部分にのみ新税率を適用

◆平成30年10月国税庁消費税室作成『平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【基本的な考え方】』問25参照

(3) 平成31年4月1日以後契約、平成31年10月1日より前に引渡し

工事・コンサル額の変更に係わらず旧消費税率8%を適用する

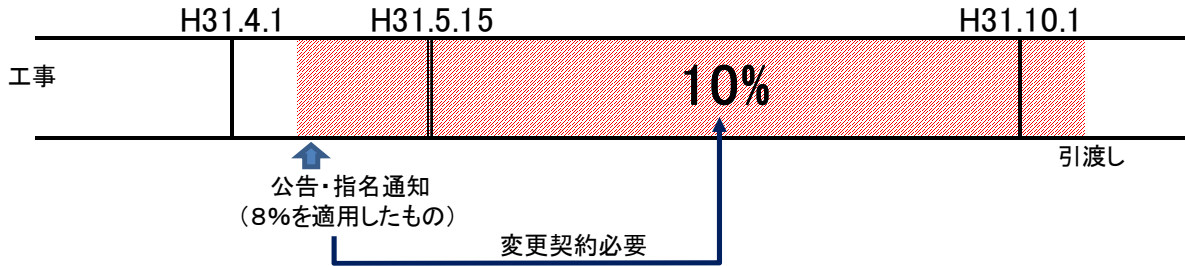


※ **工事・コンサル**当初契約を(3)該当で締結した後、平成31年10月1日以後の引渡しとなった場合は(4)該当に変わる

(4) 平成31年4月1日以後契約、平成31年5月15日より前に入札公告・指名通知、平成31年10月1日以後引渡し

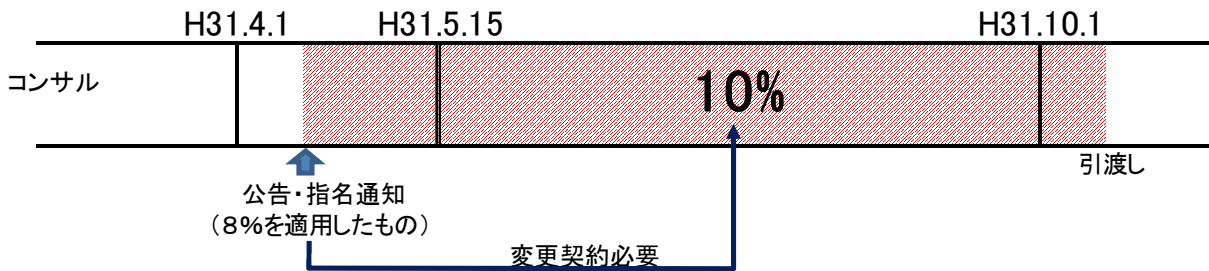
工事（入札・当初契約時には旧消費税率8%を適用したもの）

契約全体に対して新税率10%を適用する（消費税増に伴う変更契約が必要）



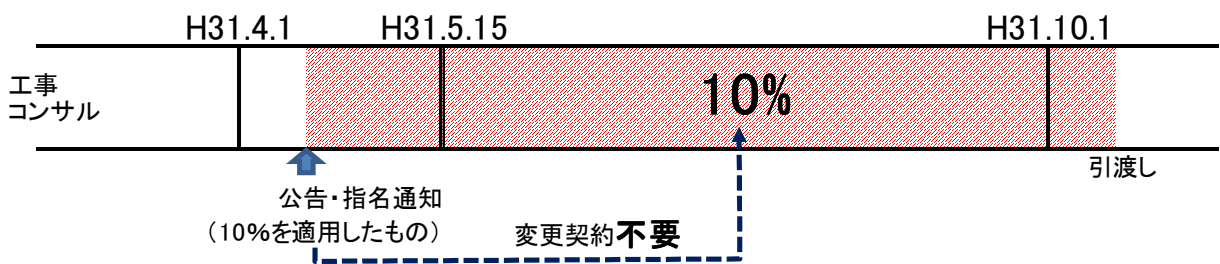
コンサル（入札・当初契約時には旧消費税率8%を適用したもの）

契約全体に対して新税率10%を適用する（消費税増に伴う変更契約が必要。ただし、平成31年3月1日改正後の「山口市上下水道事業建設コンサルタント業務等契約約款」第35条の2を契約書に定めている場合は、消費税増に伴う変更契約は不要）



工事・コンサル（入札・当初契約時には新税率10%を適用したもの）

契約全体に対して新税率10%を適用する（消費税増に伴う変更契約は不要）



(5) 平成31年5月15日以後に入札公告・指名通知、平成31年10月1日以後引渡し

工事・コンサル 契約全体に対して新税率10%を適用する

